

消防危第 304 号  
平成 23 年 12 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

### 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び車両による危険物の運搬の安全確保については、日頃から御努力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 23 年 9 月 15 日付け消防危第 201 号により、平成 23 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間を中心に実施をお願いした移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果について、別添 1 のとおりまとめましたので送付します。

これによりますと、移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は 17.68%（前年度より 0.53%増加）であり、依然高い水準にあります。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は 1,385 件（前年度より 131 件増加）と他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

従前から移動タンク貯蔵所に対する指導については、「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」（昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 120 号）により御尽力いただいているところですが、今回の立入検査の結果を踏まえ、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」を考慮した指導をしていただくようお願いいたします。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

また、この結果については、別添 2 のとおり(社)全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び日本危険物物流団体連絡会にも通知し、注意喚起をしていますので参考として添付します。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	玉越、中野
電 話	03-5253-7524（直通）
F A X	03-5253-7534

## 移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

## 1 総括表

実施場所	実 消 機 関 数	施 防 場 所 数	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所						危 険 物 運 搬 車 両			警 察 機 関 と の 協 力 状 況		
			実 施 車 両 数		不 適 合 車 両 数 (a)		無 許 可 車 両 数 (b)		不 適 合 車 両 数 等 (a+b)		実 施 車 両 数		不 適 合 車 両 数	認 識 状 況 不 良 車 両 数
			うち他行	うち他	うち他	うち他	うち他	うち他	うち他					
道 路 上	612	865	2,196	1,339	524	288	10	5	534	293	420	51	1	有 854 無 11
常 置 場 所	455	5,149	12,522	42	2,008	7	27	0	2,035	7				
危 険 物 の 積 卸 し 場 所	67	171	767	182	68	20	1	0	69	20	152	17	0	
そ の 他	253	882	7,534	116	1,479	7	9	0	1,488	7	158	6	0	
合 計	※ 797	7,067	23,019	1,679	4,079	322	47	5	4,126	327	730	74	1	

備考 1 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。

実施場所の「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積卸し場所以外の場所をいう。

2 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。

3 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。

4 「認識状況不良車両」とは、運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況が不良と認められる車両をいう。

5 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数及び無許可車両数欄の「うち他行政庁」の欄は、それぞれの車両数のうち、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数である。

6 ※の「実施消防機関数」の合計は、延べ数ではなく実数である。

## 2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所			危 険 物 運 搬 車 両			合 計		
	実 施 車 両 数	不 適 合 等 車 両 数	不 適 合 率 ( % )	実 施 車 両 数	不 適 合 等 車 両 数	不 適 合 率 ( % )	実 施 車 両 数	不 適 合 等 車 両 数	不 適 合 率 ( % )
平成19年度	24,083	4,528	18.80	869	127	14.61	24,952	4,655	18.66
平成20年度	24,593	4,745	19.29	1,056	123	11.65	25,649	4,868	18.98
平成21年度	24,215	4,429	18.29	812	111	13.67	25,027	4,540	18.14
平成22年度	23,574	4,076	17.29	747	95	12.72	24,321	4,171	17.15
平成23年度	23,019	4,126	17.92	730	74	10.14	23,749	4,200	17.68

備考 「不適合等車両数」には、無許可車両数を含む。

### 3 基準不適合車両の項目別内訳

項 目		不適合車両数		増減数			
		23年度	22年度				
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	貯蔵、取扱の 基準不適合 (法10条3項)	許可品目以外の貯蔵（令24条第1号）		25	19	6	
		貯蔵、取扱いの不備による流出等（令24条第1項第8号、令26条第1項第7号）		63	28	35	
	マンホールのふた不適合		29	6	23		
	完成検査済証等備付け義務違反（令26条第1項第9号）		586	712	-126		
	その他の貯蔵、取扱の基準違反（令24条～27条（上記の各項目を除く。））		176	237	-61		
	小 計		850	996	-146		
	貯 蔵 所	設備等の基準 維持義務違反 (法12条1項)	常置場所に係る基準不適合（令15条1項第1号）		106	117	-11
			タンク本体に係る基準不適合 (令15条第1項第2号、3号、7号、8号)	塗料の剥離発錆	230	277	-47
				変形、破損	18	13	5
				流出有	1	0	1
			附属装置に係る基準不適合 (令15条第1項第4号（防波板を除く。）、5号、6号)	その他	53	49	4
				変形、破損	57	42	15
				機能不良	55	79	-24
			配管、弁等に係る基準不適合 (令15条第1項第9～12号)	その他	60	65	-5
				変形、破損	27	42	-15
流出有				2	3	-1	
機能不良			機能不良	117	154	-37	
			その他	139	113	26	
			電気設備、接地導線の不良等（令15条第1項第13号、14号）	644	670	-26	
表示、標識の未掲示等 (令15条第1項第17号)			未掲示、不足	73	55	18	
			そ の 他	432	557	-125	
	消火器の未設置等 (令20条)	140	89	51			
その他の設備等の基準不適合（令15条第1項（上記各号を除く。））	未設置、不足	561	590	-29			
	そ の 他	493	503	-10			
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合（令15条第2項）	7	8	-1			
IMDGコード不適合	0	0	0				
給油タンク車の特例基準不適合（令15条第3項）	1	1	0				
アルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合（令15条第4項）	2	0	2				
小 計		3,215	3,424	-209			
移 送 の 基 準 不 適 合 (法16条の2)	危険物取扱者無乗車（法16条の2第1項）		16	22	-6		
	運転要員不足（令30条の2第2号）		2	1	1		
	危険物取扱者免状不携帯（法16条の2第3項）		41	39	2		
	その他の移送基準に係る不適合（令30条の2第1号及び3～5号）		15	16	-1		
小 計		74	78	-4			
定期点検に係る義務違反（法14条の3の2）		1,385	1,254	131			
漏れの点検未実施		588	528	60			
危険物取扱者の保安講習義務違反（法13条の23）		609	614	-5			
合 計		6,133	6,366	-233			
危 険 物 運 搬 車 両	運搬の基準 不適合 (法16条)	運搬容器の技術上の基準不適合（令28条）		6	1	5	
		積載方法基準不適合 (令29条)	収納、表示不適合（令29条第1号、2号）		12	10	2
			漏れ有		0	0	0
			積載不適合（令29条第3号、4号、7号）		18	26	-8
			被覆不適合（令29条第5号）		0	0	0
	混載不適合（令29条第6号）		0	0	0		
	小 計		30	36	-6		
	運搬方法基準不適合 (令30条)	標 識 (令30条第1項第2号)	未掲示、不足	6	7	-1	
			そ の 他	5	13	-8	
		消 火 器 (令30条第1項第4号)	未設置、不足	18	22	-4	
そ の 他			21	28	-7		
小 計		70	89	-19			
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良		1	2	-1		
合 計		107	128	-21			

### 4 イエローカードの携行状況

(1) 移動タンク貯蔵所 携行率 99.1% (335台/338台)

(2) 危険物運搬車両 携行率 82.7% (43台/52台)

備考 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。

## 危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び危険物の運搬における事故の発生を防止するとともに、事故が発生した場合においても被害の拡大を防止するために、今回の立入検査の結果を踏まえ、下記に掲げる事項を重点項目として、保安確保の徹底を図るものとする。

### 記

#### [重点項目]

#### 1 移動タンク貯蔵所に関する事項

- (1) 定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備付けの徹底
- (2) 必要な消火設備（消火器2個以上）の設置と維持管理の徹底
- (3) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（断線等の有無の確認等）
- (4) 危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備並びに標識の設置の徹底
- (5) 閉鎖不良が重大な事故につながるおそれのあるマンホールのふた及び底弁の閉鎖の徹底
- (6) 危険物取扱者免状の携帯及び危険物取扱者の保安講習受講の徹底
- (7) 必要なイエローカードの携行の徹底

#### 2 危険物運搬車両に関する事項

- (1) 運搬前の容器の蓋の閉め忘れ防止及び容器の固定等、法令に定められた積載方法の確認の徹底
- (2) 必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底

消防危第304号  
平成23年12月28日

(社)全日本トラック協会会長 }  
日本貨物運送協同組合連合会会長 } 殿  
日本危険物物流団体連絡会会長 }

消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

### 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物施設等における事故防止に御尽力いただくとともに、消防行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成23年11月1日から同年11月30日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおりとりまとめました。

これによりますと、移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は17.68%（前年度より0.53%増加）であり、依然高い水準にあります。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は1,385件（前年度より131件増加）と他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、移送中における危険物の保安の確保について周知徹底してくださるようお願いいたします。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担当	玉越、中野
電話	03-5253-7524（直通）
F A X	03-5253-7534

（別添及び別記は同様のため省略）